

京極町地域おこし協力隊募集要項

1 趣 旨

京極町は、北海道の西部、秀峰・羊蹄山の東の裾野に広がる、四季折々の豊かな自然に恵まれた町です。支笏洞爺国立公園内にあり、東は無意根連邦を境に札幌市、西は倶知安町に接しており、小樽やニセコ・洞爺湖など観光客で賑わう地域を結ぶ路線の途中に位置し、年間約70万人の観光客が訪れるふきだし公園や羊蹄山登山、京極温泉、パークゴルフ場とともに広域観光圏の一翼を担っております。また、羊蹄山に降り積もった雨や雪が数十年の歳月を経て地表に湧き出る「ふきだし湧水」は日本名水百選に選定され、さらには北海道遺産にも登録されております。基幹産業は農業で畑作を中心とした馬鈴薯や小麦、人参、大豆、小豆等、豊かな大地と農業者のたゆまぬ努力により全国的に食味の良さで知られています。

近年は、農業従事者の高齢化や農家戸数の減少、商工業の衰退など地域の産業構造が変化しつつあり、地域の人口減少と高齢化が進行している状況にあります。そのため、地域課題に積極的に取り組むとともに、観光振興を主とした地域資源の活用と地域振興に意欲的な「地域おこし協力隊」を募集します。

2 募集人員

地域おこし協力隊員1名

3 募集対象者

(1) 年 齢

概ね20歳以上40歳未満

(2) 居住地要件

過疎地域自立支援促進特別措置法及び山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に規定する対象地域又は、指定地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）に生活の拠点を置かない人

(3) 平成30年10月1日までに隊員として着任し、京極町に住民票を異動できる人

なお、京極町内において異動した人や、委嘱を受ける前に既に京極町に定住・定着している人（既に住民票の異動が行われている人等）については、原則として含まない。

(4) 普通自動車運転免許を取得し自家用車を所有・運転している人（いずれも見込者を含む）

(5) パソコンを操作できる人（文書、表計算ソフト、メールの利用は必須。情報発信等）

(6) 心身ともに健康で地域住民と協力しながら、協力隊活動に取り組むことができる人

(7) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人

(8) 職務を誠実に履行し、前向きにまちづくりに取り組む意思がある人

※ 採用内示後、辞退が想定される人は、応募をご遠慮ください。辞退された場合、面接時に支給した旅費の返還や面接経費を請求する場合があります。

※ 採用後、応募の内容に虚偽が見つかった場合は、隊員として活動を休止させ、任期を待たずに委嘱を取り消しますので、応募される人は細心の注意を払ってご応募ください。

※ 地域おこし協力隊は、地域活性化を目的とした活動です。自分の勝手な活動は許されませんので、ご注意ください。活動内容によっては、任期を待たずして、委嘱を取り消す場合があります。

4 活動地域

京極町全域

5 活動予定場所

京極町企画振興課

6 活動内容

【共通活動】

- (1) 町内行事・イベント等の支援活動
- (2) 町民への活動報告の実施
- (3) 活動終了後の定住に向けた基盤づくりのために必要な自主的な活動

【重点活動】

- (1) 観光業務全般
 - ① 観光PR活動の実施（ホームページやSNSを活用した観光情報の発信等を含む。）
 - ② イベントの実施・協力
 - ③ 観光協会と連携した観光情報の発信や観光客受入のための体制整備
- (2) その他目的達成に必要な業務

7 待遇等

(1) 身分 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として委嘱する。

(2) 報酬 月額20万円
※賞与は支給されません。

(3) 任期 任期は年度単位とし、最長3年間とする。

(4) 社会保険等 社会保険（厚生年金・健康保険）・雇用保険・介護保険に加入（必須）

- (5) 公務災害 業務上の災害については労働者災害補償保険等で保障されます。
- (6) 勤務時間等 午前8時45分～午後5時30分（休憩時間1時間）とする。
※週5日勤務（土・日・祝日勤務の場合あり）
※活動内容により7時間45分を超えない範囲で変更できるものします。
- (7) 休暇等 有給休暇及び特別休暇等（京極町一般職の嘱託職員取扱要綱に準拠）
- (8) その他費用
- ① 住居費 月額5万円（上限）を負担 ※光熱水費等は隊員の負担
 - ② 車両借上料及び活動用燃料費 自家用車両借上料及び燃料費 月額1万5千円
 - ③ 通信連絡費 通信費及びパソコン借上料等 月額2千円
 - ④ 自己研鑽費 資格取得費等 年額50万円
 - ⑤ 旅費 公務のため出張する場合は、旅費を支給する。
- (9) 守秘義務等
- ① 守秘義務 職務上知り得た秘密は、地方公務員法第34条が適用されますので、遵守してください。退職後も同様とします。
 - ② 交通違反 一般職員の基準により処分されることがあります。
 - ③ 取り消し 心身の故障などにより、職務が遂行できない場合に委嘱を取り消されることがあります。任期満了の場合は、通知されることなく退職となります。※退職手当の支給はありません。

8 応募手続

- (1) 申込受付期間 平成30年6月1日（金）～平成30年7月31日（火）必着
- (2) 提出書類
- ① 履歴書（写真添付、必ず携帯電話以外のメールアドレスを記入してください。）
 - ② 地域おこし協力隊エントリーシート
 - ③ 地域おこし協力隊活動目標レポート
「志望動機、自己PRなど」、「協力活動に活かす私の能力」、「活動終了後、京極町でどのように活動し、定住したいか」についてのレポートを提出してください。
- (3) 申込み・お問い合わせ先

〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極527番地
京極町企画振興地域振興係（担当：菊地・小林）
Tel：0136-42-2111 Fax：0136-42-3155
E-mail：kikaku@town-kyogoku.jp

9 選考

- (1) 第1次選考 書類審査の上、結果を応募者全員に文書またはメールで通知します。
- (2) 最終選考 第1次選考合格者を対象に、8月中旬に京極町役場で面接を実施します。
詳細な日時は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
- (3) その他 最終選考（面接）に参加される人については、交通費（5万円を上限）を支給します。なお、自動車を活用する場合は、公共交通機関の運賃相当額（5万円を上限）となります。

10 その他

- (1) 募集に関する質問がある場合は、「地域おこし協力隊応募に係る質問事項について」と見出しを付して郵送、FAX、メールのいずれかにより行うこと。
- (2) 質問書には「質問内容」のほか、「住所」、「氏名」、「FAX番号又はEメールアドレス」を明記すること。
- (3) 質問に対する回答は、質問者にメール又はFAXにて回答します。